

平成31年

寒河江市農業委員会第4回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第4回総会

日 時 平成31年4月25日(木) 午前9時00分
会 場 寒河江市役所 議会会議室

出席委員

1番 相原 稔	2番 猪倉 通文	3番 菊地 ひとみ
4番 土屋 喜久夫	5番 加藤 友康	6番 影沢 政俊
7番 土田 彦雄	8番 大泉 邦彦	9番 佐藤 義広
10番 奥山 浩二	11番 菊地 弘美	12番 渡辺 裕之
13番 眞木 早百合	14番 新宮 しのぶ	15番 鈴木 久一
16番 石山 邦一	17番 菅井 孝一	18番 木村 三紀

出席農地利用最適化推進委員

1番 小野 敏行	2番 今井 隆志	3番 國井 新弥
4番 石倉 隆一	5番 熊坂 浩行	6番 川越 卯一郎
7番 鬼海 和幸	9番 渡邊 正	

欠席農地利用最適化推進委員

8番 菊地 健

事務局

事務局 長 門口 隆太	事務局 長 補 佐 (兼) 農地 係 長 日下部 靖 広
総務 主 査 高子 英 晴	総務 係 長 菊地 亮
農地 係 主 事 国井 茂 伸	

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 農地の現況変更について
- (3) 農地法の規定に基づく許可を要しない(農地法第4条第1項ただし書き)
農地の用途変更について

(4) 工事進捗状況報告書について

議事

- (1) 議第13号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第16号 農用地利用集積計画書の審議について
- (5) 議第17号 平成31年度寒河江市農業委員会運営方針について

開会 午前 9時23分

木村議長 それでは早速、平成最後の総会ということで始めたいと思います。

木村議長 ただいまより寒河江市農業委員会第4回総会を開催します。

木村議長 初めに、総会の成立についてですが、本日の出席者は、総委員数18名中出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

 なお、今月は総会に農地利用最適化推進委員9名中8名の方が出席しておられます。推進委員の方は、その担当する区域内において農地等の利用の最適化の推進について意見を述べることができますので、申し添えておきます。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

 (「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、2番・猪倉通文委員、8番・大泉邦彦委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、高子主査にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

 (報告事項朗読)

木村議長

ただいまの報告について質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

木村議長

ないようですので、ほかに事務局からありますか。

(「ありません」の声あり)

木村議長

それでは早速、議事に入ります。

木村議長

議第13号から議第17号までの議案について一括で上程します。

- (1) 議第13号「農地法第3条の規定による許可処分について」
- (2) 議第14号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (3) 議第15号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (4) 議第16号「農用地利用集積計画書の審議について」
- (5) 議第17号「平成31年度寒河江市農業委員会運営方針について」

以上、議第13号から議第17号まで一括上程します。

次に、議事参与の制限ですが、議第16号「農用地利用集積計画書の審議について」、4番・土屋委員、9番・佐藤委員、12番・渡辺委員が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理者、報告をお願いします。職務代理者。

菅井委員

はい、議長。

去る4月18日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会にかかわる案件について、各地区担当委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、農地法第5条の許可申請案件3件を実施し、審査しました。

初めに、議第15号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、順位7番、南部地区の宅地分譲用敷地への転用案件です。申請地は用途地域内にある農地であり、計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。

次に、順位12番、南部地区の老人福祉施設用敷地への転用案件です。申請地は大字島字皿沼の住宅に囲まれた農地であり、計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。

順位13番、寒河江地区の宅地分譲用敷地への転用案件です。申請地は都市計画区域内の用途地域内の農地であり、計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。なお、この案件は転用面積が30アールを超えますので、山形県農業会議への意見聴取が必要になります。

その他申請された案件については、全て異議なしとされたところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いいたします。事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。

審査時間につきましては30分程度としまして、10時までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩します。

休憩 午前 9時29分

再開 午前 10時03分

木村議長 それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第13号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江地区、渡辺委員をお願いします。渡辺委員。

渡辺委員 はい、議長。

それでは、「農地法第3条の規定による許可処分について」、説明します。

9ページをお開きください。

(議案書順位21番朗読)

譲受人の■■■さんの隣の畑ということで、こちらのほうは何ら問題ないというふうに見てきました。土地のほうは本楯公民館から東のほうに向かって、堤防のほうに向かっていただいて、堤防のちょっと手前の畑になります。

こちらのほう14日、土屋委員、小野推進委員と一緒に見てきました。

(議案書順位23番朗読)

こちらのほうアンスリーファームさんが雪でつぶしたハウスの隣の田んぼになります。譲受人のほうの■■■さんの隣の田んぼでありまして、■■■さんがつくらないと誰もつくらないような田んぼで、実際のところ2年ぐらい耕作放

棄地、遊休農地になっていた場所でございます。解消になって大変よかったなと思っております。

こちらのほうも14日、土屋委員、小野推進委員と一緒に見てまいりました。

(議案書順位24番朗読)

こちらのほうの土地なんですが、最上川ふるさと総合公園の西側駐車場の向かいの土地とそこからいっている田んぼになります。こちらのほう、ビー・エム・エフさんでつくらないと誰もつくらないということで、こちらのほうも問題ないのかなと見てきました。

こちらのほうも14日、土屋委員、小野推進委員と一緒に見てきました。

(議案書順位26番朗読)

こちら両脇が■■■■さんつくっております、何ら問題ないというふうに見てきました。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続きまして、西根・三泉地区、菊地弘美委員お願いします。菊地委員。

菊地(弘)委員

はい、議長。11番、菊地です。

9ページごらんください。

(議案書順位20番朗読)

この件につきまして、4月14日に、加藤委員と、國井推進委員と現地のほうを確認してまいりました。寒河江橋のところの水道事業所のところの堤防をチェリーランド方面に少し向かっていったところの南側に位置的にはなりません。申請事由にありますとおり、進入路としての取得ということですし、その奥に譲受人の農地があるのですが適正に管理されている農地ですし、問題はないというふうに見てきました。なお、地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました

続いて、高松・醍醐地区、影沢委員、お願いします。影沢委員。

影沢委員

はい、議長。6番、影沢です。

10ページをお願いしたいと思います。

(議案書順位25番朗読)

この件につきまして、4月15日、猪倉委員、鬼海推進委員と現地調査をしてまいりました。現地については目の前の入り口で、2年前から耕作放棄地であったところがございます。譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、今回の申請は譲渡人の労力不足に伴い経営規模の拡大をするものであり、作付については野菜を作付するということでありましたので、周辺の農地に影響はないと思います。また、遊休農地解消となりますので、大変いいことだと思います。地区審査会でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦勞さまでした。

続いて、白岩地区、菊地ひとみ委員、お願いします。菊地委員。

菊地(ひ)委員

はい、議長。3番、菊地ひとみです。

9ページをごらんください。

(議案書順位22番朗読)

この件に関しまして、4月16日に、会長、眞木委員、新宮委員で現地を確認してきました。この土地は幸生小学校の川を挟んで反対側、校舎の東側にあります。耕地整理のなっていない土地で細々していて、1筆1筆がこの面積なんですけれども、それがすごい分かれていましたので、譲受人の■■■■さんにも立ち会ってもらって現地を確認してきました。今まで中山間地に入っていましたので、草刈りだけはされていましたけれども、譲受人が野菜をつくるということで、皆さん納得していただきました。一部ちょっと耕作放棄っぽいところがあるんですけども、これはもう道路がないということで、機械も何も入れないし、もう谷地田というか柳が生えているような状態です。とてもそこは耕作できないということで皆さん納得してもらったので、そのままそっちのほうの今草刈りがされているところは野菜をつくっていただくのであれば問題ないということで、異議なしでした。それから、地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（局長補佐(兼)農地係長） はい、議長。

順位 20 番から 26 番まで、農地法第 3 条調査書に基づく調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第 13 号「農地法第 3 条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第 13 号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第 14 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、渡辺委員をお願いします。渡辺委員。

渡辺委員

はい、議長。12 番、渡辺です。

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について

て。

1 2 ページをごらんください。

(議案書順位 2 番朗読)

こちらのほう、柴橋街道の日通の裏の 4 畝ぐらいの田んぼになります。段差も 1 メートルぐらいあって、盛り土をして造成して貸し資材置き場として貸すという事案であります。こちらのほう、事前審査、地区審査でも問題ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局 (局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

順位 2 番は、貸し資材置き場用敷地への転用申請になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第14号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第14号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第15号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、渡辺委員をお願いします。渡辺委員。

渡辺委員

はい、議長。

「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」ということで、14ページをお開きください。

(議案書順位7番朗読)

こちらのほうの土地は、旧112号の竹の子食堂のちょっと南側で、道路から見ると和田整骨院って黄色い建物があるところの前の田んぼになります。両側も田んぼになります。こちらのほう住宅地でありますし、何ら問題ないというふうに見てきました。

こちらのほう、18日に事前審査会で皆さんで見ていただきまして、何ら問題ないというふうに見てきました。

(議案書順位 8 番朗読)

こちらのほう ■■■ さん、 ■■■ さんと ■■■ さんは親子でありまして、こちらのほう使用貸借権設定ということで大丈夫だというふうに、14日に、土屋委員、小野推進委員と一緒に見てまいりました。

(議案書順位 9 番朗読)

こちらのほうも、14日、土屋委員、小野推進委員と一緒に見てまいりました。

ページ進みまして、15ページになります。

(議案書順位 10 番朗読)

こちらのほうも、14日、土屋委員、小野推進委員と一緒に見てまいりました。

(議案書順位 11 番、12 番朗読)

こちらですが、18日に、事前審査会で地区委員の皆様と一緒に見て回りました。

ページを開きまして、17ページをお開きください。

(議案書順位 13 番朗読)

こちら順位 7 番から 13 番まで、全て地区審査及び事前審査会では問題なしというふうになりましたので、ご報告申し上げます。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

順位7番、10番、11番は宅地分譲用敷地への転用であります。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地であっても、通常宅地分譲は認められておりませんが、用途地域内にある農地であり例外として宅地分譲も認められており、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位8番は貸し資材置き場用敷地への転用になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分は問題ないと考えます。

順位9番は貸し駐車場用敷地への転用になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分は問題ないと考えます

順位12番は老人福祉施設用敷地への転用になっております。申請地は住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連たんし第3種農地に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であり、第2種農地と判断します。第2種農地は原則不許可ですが、集落に接続して建設されるものであり、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位13番は宅地分譲用敷地への転用申請になっています。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地であっても、通常宅地分譲は認められておりませんが、用途地域内にある農地であり例外と

して宅地分譲も認められており、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。この案件は、事前審査会の報告にもありましたが、30アールを超えますので、山形県農業会議への意見聴取、諮問が必要になります。また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第15号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第15号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第16号「農用地利用集積計画書の審議について」、4番・土屋委員、9番・佐藤委員、12番・渡辺委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(土屋喜久夫委員、佐藤義広委員、渡辺裕之委員、退席)

木村議長

それでは、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、菅井会長職務代理者、お願いします。菅井会長職務代理者。

菅井委員

はい、議長。17番、菅井です。

議第16号「農用地利用集積計画書の審議について」、20ページをお開きください。

(議案書朗読)

いずれも中核農家、認定農業者等であり、地区審査では異議はございませんでした。農地中間管理事業案件につきましては、いずれも農業振興地域内にあり、地区の担い手等に貸し出すために農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しました。また、地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、西根・三泉地区、菊地弘美委員をお願いします。菊地委員。

菊地(弘)委員

はい、議長。11番、菊地弘美です。

20ページをごらんください。

(議案書朗読)

いずれも認定農業者、中核農家であり、地区審査でも異議

ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、石山委員、お願いします。石山委員。

石山委員

はい、議長。16番、石山です。

最後のところになります。

(議案書朗読)

借受者の■■■■君は新規就農ということで、意欲的に取り組んでおり、地区審査でも異議ございませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局 (局長補佐(兼)農地係長)

はい、議長。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第16号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第16号は原案のとおり決定いたしました。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(土屋喜久夫委員、佐藤義広委員、渡辺裕之委員、入室)

木村議長

関係委員に申し上げます。議第16号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長

次に、議第17号「平成31年度寒河江市農業委員会運営方針について」、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局 (局長補佐(兼)農地係長)

はい、議長。

平成31年度寒河江市農業委員会運営方針(案)になります。別つづりのほうでお渡ししたA4の方針(案)のほうをごらんになっていただきたいと思います。

まず、基本方針になります。

こちらは農業委員会で3つ大きな柱を掲げております。①担い手への農地集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規就農者等の育成・確保の3つの柱をもとに、農用地等の利用の効率化及び高度化を図るため、次のように取り組んでいきますということになります。

2番ですけれども、活動方針案になります。

こちら(1)から(6)、記載のとおりでございますけれ

ども、去る4月4日、運営委員会のほうでも審議になりましたけれども、そちらのほうで「目標を定めて」ということでお話がありましたので、こちら(4)をごらんになっていただければと思いますけれども、遊休農地対策として、農地パトロール(利用状況調査)を実施し、農地の有効活用を促す活動と耕作放棄地再生利用緊急対策事業の活用を推進し、「各地区農用地利用改善組合と共に目標を設定し、遊休農地の解消に向け、重点的に」努めさせていただきますということになっておりますので、よろしくお願ひします。

3番、事業計画になります。

こちらのほうは例年と変わっておりませんが、こちらのほうにも、裏面をごらんになっていただきたいと思ひますけれども、(2)担い手への農地利用の集積と集約化であります。こちらのほうも「各地区農用地利用改善組合と共に目標を設定し」、担い手への農地集積・集約化を図りますとなります。

また(3)遊休農地等対策ですけれども、こちらのほうも、遊休農地等の発生防止・解消のため、市農林課・農協・各地区農用地利用改善組合等の関係機関と連携し、「遊休農地の解消目標を設定し、遊休農地の解消に努めます」ということになっております。

後ほど、各地区改善組合のほうから挙げられた目標についても説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第17号「平成31年度寒河江市農業委員会運営方針について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第17号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

これで、本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時40分

平成31年4月25日

第4回総会 議長 木村 三紀.....

議事録署名委員 2番委員 猪倉 通文.....

議事録署名委員 8番委員 大泉 邦彦.....